

答 申 第 958 号
令和 3 年 8 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年8月24日付け行住第1066号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

緊急通報システム「ケアライン119」事業における個人情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 緊急通報システム「ケアライン119」事業における正確な利用者情報を把握するために、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、利用者に対して、迅速な救護や支援が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

緊急通報システム「ケアライン119」事業における
個人情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 958

【緊急通報システム「ケアライン119」事業のために提供または利用する情報項目】

■住民基本台帳情報

- ・氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・電話番号
- ・住民の状態
- ・市民ではなくなった日